

令和5年度

予 算 書

(一般会計)

(特別会計)

海 南 市



# 一 般 会 計



## 議案第19号

# 令和5年度海南市一般会計予算

令和5年度海南市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,925,326千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年2月22日提出

和歌山県海南市長 神 出 政 巳

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		6,632,824
	1 市 民 税	2,558,600
	2 固 定 資 産 税	3,344,345
	3 軽 自 動 車 税	203,358
	4 市 た ば こ 税	290,721
	5 都 市 計 画 税	235,800
2 地 方 譲 与 税		166,042
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	31,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	87,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	8,042
	4 特 別 と ん 譲 与 税	40,000
3 利 子 割 交 付 金		2,000
	1 利 子 割 交 付 金	2,000
4 配 当 割 交 付 金		60,000
	1 配 当 割 交 付 金	60,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		38,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	38,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		82,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	82,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		1,194,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	1,194,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		2,700
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	2,700
9 環 境 性 能 割 交 付 金		16,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	16,000
10 地 方 特 例 交 付 金		42,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	42,000
11 地 方 交 付 税		6,820,000
	1 地 方 交 付 税	6,820,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		4,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金		106,703
	1 負 担 金	106,703

(単位：千円)

款	項	金額
14 使用料及び手数料		293,729
	1 使用料	192,512
	2 手数料	101,217
15 国庫支出金		2,887,262
	1 国庫負担金	2,112,497
	2 国庫補助金	757,631
	3 委託金	17,134
16 県支出金		1,597,499
	1 県負担金	984,687
	2 県補助金	525,875
	3 委託金	86,937
17 財産収入		102,133
	1 財産運用収入	76,504
	2 財産売却収入	25,629
18 寄附金		803,427
	1 寄附金	803,427
19 繰入金		131,651
	1 基金繰入金	131,651
20 繰越金		1
	1 繰越金	1
21 諸収入		761,155
	1 延滞金、加算金及び過料	4,500
	2 市預金利子	50
	3 貸付金元利収入	22,326
	4 受託事業収入	57,197
	5 雑収入	677,082
22 市債		2,182,200
	1 市債	2,182,200
歳入合計		23,925,326

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		237,830
	1 議 会 費	237,830
2 総 務 費		2,332,913
	1 総 務 管 理 費	1,621,217
	2 徴 税 費	238,138
	3 選 挙 費	39,157
	4 統 計 調 査 費	13,636
	5 監 査 委 員 費	19,279
	6 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	98,574
	7 市 民 生 活 費	302,912
3 民 生 費		8,588,490
	1 社 会 福 祉 費	2,666,153
	2 老 人 福 祉 費	2,457,518
	3 児 童 福 祉 費	2,639,840
	4 生 活 保 護 費	823,479
	5 災 害 救 助 費	1,500
4 衛 生 費		2,703,592
	1 保 健 衛 生 費	1,197,096
	2 環 境 衛 生 費	410,781
	3 清 掃 費	1,095,715
5 農 林 水 産 業 費		583,844
	1 農 業 費	557,538
	2 林 業 費	10,535
	3 水 産 業 費	15,771
6 商 工 費		179,593
	1 商 工 費	135,166
	2 観 光 費	44,427
7 土 木 費		2,011,346
	1 土 木 管 理 費	167,113
	2 道 路 橋 梁 費	343,893
	3 河 川 費	210,755
	4 港 湾 費	14,992
	5 都 市 計 画 費	1,214,125



第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
総合行政情報システム運営事業 (情報機器等リース料)	自 令和 6 年 度 至 令和 11 年 度	千円 42,735
子ども・子育て支援事業計画策定事業 (委託料)	令和 6 年 度	2,750
がん検診事業 (がん検診受診勧奨業務委託料)	令和 6 年 度	3,543
消防庁舎等整備事業 (工事監理委託料・工事請負費)	令和 6 年 度	238,266
消防指令システム整備事業 (負担金)	令和 6 年 度	302,419
適正配置推進事業(中学校) (設計委託料)	令和 6 年 度	53,390
市民交流センター整備事業 (工事請負費)	令和 6 年 度	97,856

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
防災施設整備事業	千円 4,900	証書借入又は債券発行	%以内 5.0 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。
防犯灯整備事業	3,800			
下津行政局整備事業	800			
保健福祉センター整備事業	94,900			
介護保険事業	1,900			
子育て支援事業	14,900			
浄化槽設置整備事業	6,400			
水道事業施設整備事業	105,600			
斎場整備事業	600			
クリーンセンター整備事業	5,500			
埋立処分場整備事業	4,500			
埋立処分場周辺整備事業	35,000			
地域ブランド推進事業	3,500			
道の駅運営事業	4,600			
農道等整備事業	47,800			
道の駅整備事業	12,000			
観光振興事業	1,000			
道路照明等整備事業	18,600			
道路整備事業	22,200			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%以内	
橋梁整備事業	40,900	証書借入又は債券発行	5.0 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。
河川整備事業	91,500			
急傾斜地崩壊対策事業	6,300			
港湾施設整備事業	3,200			
土地区画整理事業	479,700			
都市街路事業	74,800			
公共下水道事業	18,000			
公園整備事業	5,600			
消防施設整備事業	310,600			
小学校運営事業	15,500			
小学校整備事業	407,200			
中学校整備事業	5,500			
中学校適正配置推進事業	95,500			
幼稚園整備事業	8,000			
社会教育推進事業	3,800			
公民館整備事業	7,900			
集会所整備事業	300			
市民交流センター整備事業	22,000			
運動場整備事業	23,200			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
テニスコート整備事業	千円 22,800	証書借入又は債券発行	%以内 5.0 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。
体育館整備事業	1,700			
プール整備事業	11,000			
臨時財政対策	138,700			
計	2,182,200			



# 国民健康保険特別会計



議案第20号

令和5年度海南市国民健康保険特別会計予算

令和5年度海南市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,620,334千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

令和5年2月22日提出

和歌山県海南市長 神 出 政 巳

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 税		981,531
	1 国 民 健 康 保 険 税	981,531
2 使 用 料 及 び 手 数 料		310
	1 手 数 料	310
3 県 支 出 金		3,882,050
	1 県 補 助 金	3,882,050
4 財 産 収 入		182
	1 財 産 運 用 収 入	182
5 繰 入 金		743,513
	1 一 般 会 計 繰 入 金	623,513
	2 基 金 繰 入 金	120,000
6 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
7 諸 収 入		12,747
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	7,500
	2 市 預 金 利 子	100
	3 雑 入	5,147
歳 入 合 計		5,620,334

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		117,954
	1 総 務 管 理 費	90,894
	2 徴 税 費	7,975
	3 収 納 率 向 上 対 策 事 業 費	8,729
	4 医 療 費 適 正 化 対 策 事 業 費	10,003
	5 運 営 協 議 会 費	353
2 保 険 給 付 費		3,803,202
	1 療 養 諸 費	3,343,148
	2 高 額 療 養 費	440,537
	3 移 送 費	10
	4 出 産 育 児 費	15,007
	5 葬 祭 費	3,000
	6 傷 病 手 当 金	1,500
3 国民健康保険事業費納付金		1,543,677
	1 医 療 給 付 費 分	1,071,965
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	351,952
	3 介 護 納 付 金 分	119,760
4 保 健 事 業 費		139,231
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	136,075
	2 保 健 事 業 費	3,156
5 基 金 積 立 金		182
	1 基 金 積 立 金	182
6 公 債 費		88
	1 公 債 費	88
7 諸 支 出 金		6,000
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	6,000
8 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		5,620,334



# 後期高齢者医療特別会計



## 議案第 2 1 号

### 令和 5 年度海南市後期高齢者医療特別会計予算

令和 5 年度海南市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 8 0 9, 6 4 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

和歌山県海南市長 神 出 政 巳

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 險 料		741,784
	1 後 期 高 齡 者 医 療 保 險 料	741,784
2 使 用 料 及 び 手 数 料		21
	1 手 数 料	21
3 繰 入 金		1,049,494
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,049,494
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		18,342
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	100
	2 市 預 金 利 子	50
	3 受 託 事 業 収 入	17,142
	4 雑 入	1,050
歳 入 合 計		1,809,642

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		46,639
	1 総 務 管 理 費	41,814
	2 徴 収 費	4,825
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,760,953
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,760,953
3 公 債 費		50
	1 公 債 費	50
4 諸 支 出 金		1,000
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,000
5 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		1,809,642



# 介護保険特別会計



## 議案第 2 2 号

### 令和 5 年度海南市介護保険特別会計予算

令和 5 年度海南市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7, 3 3 4, 7 6 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

和歌山県海南市長 神 出 政 巳

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 險 料		1,197,494
	1 介 護 保 險 料	1,197,494
2 使 用 料 及 び 手 数 料		3
	1 手 数 料	3
3 国 庫 支 出 金		1,912,483
	1 国 庫 負 担 金	1,247,232
	2 国 庫 補 助 金	665,251
4 支 払 基 金 交 付 金		1,904,565
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,904,565
5 県 支 出 金		1,062,288
	1 県 負 担 金	968,052
	2 県 補 助 金	94,236
6 財 産 収 入		1,447
	1 財 産 運 用 収 入	1,447
7 繰 入 金		1,250,716
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,124,107
	2 基 金 繰 入 金	126,609
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		5,766
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	50
	2 市 預 金 利 子	80
	3 雑 収 入	5,636
歳 入 合 計		7,334,763

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		187,437
	1 総 務 管 理 費	128,295
	2 徴 収 費	4,889
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	54,253
2 保 険 給 付 費		6,817,260
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	6,202,383
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	236,063
	3 そ の 他 諸 費	5,841
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	175,971
	5 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	164,274
	6 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	32,728
3 地 域 支 援 事 業 費		316,069
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	197,927
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	42,984
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	74,345
	4 そ の 他 諸 費	813
4 基 金 積 立 金		1,447
	1 基 金 積 立 金	1,447
5 公 債 費		1,000
	1 公 債 費	1,000
6 諸 支 出 金		1,550
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,550
7 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		7,334,763



# 赤坂地区排水処理事業特別会計



議案第 23 号

令和 5 年度海南市赤坂地区排水処理事業特別会計予算

令和 5 年度海南市の赤坂地区排水処理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 19, 134 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5, 000 千円と定める。

令和 5 年 2 月 22 日提出

和歌山県海南市長 神 出 政 巳

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		220
	1 分 担 金	220
2 使 用 料 及 び 手 数 料		14,936
	1 使 用 料	14,936
3 財 産 収 入		96
	1 財 産 運 用 収 入	96
4 繰 入 金		3,878
	1 基 金 繰 入 金	3,878
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		3
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	1
	2 市 預 金 利 子	1
	3 雑 入	1
歳 入 合 計		19,134

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 赤坂地区排水処理事業費		18,831
	1 赤坂地区排水処理事業費	18,831
2 公 債 費		3
	1 公 債 費	3
3 予 備 費		300
	1 予 備 費	300
歳 出 合 計		19,134



# つつじヶ丘地区排水処理事業特別会計



## 議案第 24 号

### 令和 5 年度海南市つつじヶ丘地区排水処理事業特別会計予算

令和 5 年度海南市のつつじヶ丘地区排水処理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 15,351 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000 千円と定める。

令和 5 年 2 月 22 日提出

和歌山県海南市長 神 出 政 巳

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使 用 料 及 び 手 数 料		15,269
	1 使 用 料	15,269
2 財 産 収 入		80
	1 財 産 運 用 収 入	80
3 諸 収 入		2
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	1
	2 市 預 金 利 子	1
歳 入 合 計		15,351

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 つつじヶ丘地区排水処理事業費		15,050
	1 つつじヶ丘地区排水処理事業費	15,050
2 公 債 費		1
	1 公 債 費	1
3 予 備 費		300
	1 予 備 費	300
歳 出 合 計		15,351



# 同和对策住宅資金貸付事業特別会計



## 議案第 25 号

### 令和 5 年度海南市同和対策住宅資金貸付事業特別会計予算

令和 5 年度海南市の同和対策住宅資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 667 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600 千円と定める。

令和 5 年 2 月 22 日提出

和歌山県海南市長 神 出 政 巳

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 支 出 金		264
	1 県 補 助 金	264
2 繰 入 金		90
	1 一 般 会 計 繰 入 金	90
3 諸 収 入		313
	1 貸 付 金 元 利 収 入	312
	2 市 預 金 利 子	1
歳 入 合 計		667

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 住 宅 資 金 貸 付 事 業 費		349
	1 住 宅 資 金 貸 付 事 業 費	349
2 公 債 費		318
	1 公 債 費	318
歳 出	合 計	667



# 港 湾 施 設 事 業 特 別 会 計



議案第 26 号

令和 5 年度海南市港湾施設事業特別会計予算

令和 5 年度海南市の港湾施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 26, 255 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20, 000 千円と定める。

令和 5 年 2 月 22 日提出

和歌山県海南市長 神 出 政 巳

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使 用 料 及 び 手 数 料		11,517
	1 使 用 料	11,145
	2 手 数 料	372
2 財 産 収 入		92
	1 財 産 運 用 収 入	92
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		1,345
	1 市 預 金 利 子	1
	2 雑 入	1,344
5 市 債		13,300
	1 市 債	13,300
歳 入 合 計		26,255

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 港 湾 施 設 事 業 費		25,922
	1 港 湾 施 設 事 業 費	25,922
2 公 債 費		133
	1 公 債 費	133
3 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出 合 計		26,255

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
港湾施設整備事業	千円 13,300	証書借入又は債券発行	%以内 5.0 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

